

京都市告示第 2 6 4 号

生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和 8 年 7 月 3 1 日

京都市長 松井 孝治

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所 在 地	指定年月日
小林 正志	訪問鍼灸マッサージ K E i R o w 京都上京区ステ ーション	上京区上立売通室町西入上立 売町 1 6 番地	令和 8 年 6 月 19 日
盛田 泰三	鍼灸盛田治療院	左京区一乗寺出口町 1 9	令和 8 年 6 月 9 日
大野 桂子	大野桂子		令和 8 年 6 月 26 日
池田 珠江	コスモス はり・きゅう マッサージ	西京区下津林大般若町 1 8 5 マンションカトレア 1 0 2	令和 8 年 7 月 1 日

（保健福祉局福祉のまちづくり推進室）